



IAF Mandatory Document

労働安全衛生マネジメントシステム (OH&SMS) 認証のための ISO/IEC 17021-1 適用に関する IAF 基準文書

Issue 1

(IAF MD 22:2018)

注：この文書は、IAF Mandatory Document – Application of ISO/IEC 17021-1 for the Certification of Occupational Health and Safety Management Systems (OH&SMS) - Issue 1 の内容について、参考訳として、本協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.33 参照) から入手できる。

2018 年 4 月 11 日

公益財団法人日本適合性認定協会

国際認定フォーラム（IAF）は、IAF メンバーによって認定された適合性評価機関（CAB）が発行する適合性評価結果が全世界で受け入れられるよう、認定機関（AB）間における相互承認協定を世界的規模で運用することによって、貿易を推進し、規制当局を支援している。

認定は、認定された CAB が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAF メンバーである AB 及びそれらに認定されている CAB は、適切な国際規格及びその一貫した適用のための該当する IAF 適用文書に適合することが要求される。

IAF 国際相互承認協定（MLA）に加盟している AB は、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLA の構造と範囲は、“IAF PR 4-Structure of IAF MLA and Endorsed Normative Documents”に詳述されている。

IAF MLA は 5 つのレベルで構成されている。レベル 1 は全ての認定機関に適用される基準、ISO/IEC 17011 を規定している。レベル 2 の活動と、対応するレベル 3 の規準文書との組合せを MLA のメインスコープと称し、レベル 4（該当する場合）及びレベル 5 の関連する規準文書の組合せを MLA のサブスコープと称する。

- MLA のメインスコープは、例えば、製品認証のような活動と、例えば、ISO/IEC 17065 などの関連する基準文書を含む。メインスコープレベルにおける CAB による証明は、同等に信頼できると見なされる。
- MLA のサブスコープは、例えば、ISO 9001 などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合、例えば、ISO TS 22003 などのスキーム固有の要求事項を含む。サブスコープレベルにおける CAB による証明は同等と見なされる。

IAF MLA は、市場による適合性評価結果の受け入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された機関によって、IAF MLA の適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知されることができ、それによって国際貿易を推進する。

目次

0. 序文	6
1. 適用範囲	7
2. 引用規格	7
3. 用語及び定義	7
4. 原則	7
5. 一般要求事項	7
6. 組織運営機構に関する要求事項	8
7. 資源に関する要求事項	8
8. 情報に関する要求事項	8
9. プロセス要求事項	8
9.1 認証活動に先立つ事項	8
9.2 審査の計画作成	9
9.3 初回認証	9
9.4 審査の実施	9
9.5 認証の決定	10
9.6 認証の維持	10
9.7 異議申立て	10
9.8 苦情	10
9.9 依頼者に関する記録	10
10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項	10
附属書 A (規定) - OH&SMS における認証機能に関する特定の知識及び技能	11
附属書 B (規定) - 労働安全衛生マネジメントシステム審査工数の決定	12
附属書 C (規定) - 認定された OH&SMS 認証の一部としての法令順守	23
附属書 D (規定) - 認定範囲	26
附属書 E (規定) - 労働安全衛生マネジメントシステム (OH&SMS) 認証機関の	31
認定のための立会い活動	31

第1版

作業: IAF技術委員会

承認: IAFメンバー

発行日: 2018年1月25日

問い合わせ先: Elva Nilsen

IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 613 454-8159

Email: secretary@iaf.nu

承認日: 2018年12月28日

適用日: 2018年1月25日

IAF 基準文書への序文

この文書で使用されている用語“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

**労働安全衛生マネジメントシステム (OH&SMS) 認証のための
ISO/IEC 17021-1 の適用**

0. 序文

この文書は、労働安全衛生マネジメントシステム (OH&SMS) 認証を実施している認証機関の認定のために、ISO/IEC 17021-1:2015 を一貫して適用するため義務づけられる。ISO/IEC 17021-1:2015 の全ての条項及び附属書の適用は継続され、この文書は当該規格のいかなる要求事項に置き換わるものではない。この文書は、OHSAS 18001 の認証にのみ適用されるのではなく、近く発行予定の ISO 45001 他の規格といった、他の OH&SMS に対する認証にも使用されなければならない。この文書と国の法令が矛盾する場合は、国の法令が優先される。

また、この文書には、下記の ISO、IAF 及び EA の文書について、特定の OH&SMS 要求事項を取り入れた 5 つの義務づけられる附属書が含まれている。

附属書	出典
附属書 A - OH&SMS における認証機能に関する特定の知識及び技能	ISO/IEC 17021-1:2015 の附属書 A
附属書 B - 労働安全衛生マネジメントシステム審査工数の決定	IAF MD5:2015
附属書 C - 認定された OH&SMS 認証の一部としての法令順守	EA-7/04 M:2017
附属書 D - 認定範囲	IAF ID1:2014
附属書 E - OH&SMS 認証機関の認定のための立会い活動	IAF MD17:2015

この文書は、ISO/IEC 17021-1:2015 の構成に沿っている。

特定の基準は、ISO/IEC 17021-1:2015 の関連する要求事項の参照番号を付けて、文字「G」によって識別されている。

この文書の本文中の「XX 項」への参照は、特に規定のない限り、全て ISO/IEC 17021-1:2015 中の条項を参照している。

1. 適用範囲

追加要求事項なし。

2. 引用規格

追加要求事項なし。

3. 用語及び定義

G 3.3 認証機関によって OH&SMS に対して認証されている、又は認証を受けようとする依頼者に対して、労働安全衛生の分野にて申し出る又は提供される特定のサービスの中には、OH&SMS のコンサルティングとみなされるものもある。このようなサービスには次のものが含まれるが、これらに限らない。

- i) 労働安全衛生コーディネーターとしての役割の実施
- ii) 安全報告
- iii) リスク評価の実施
- iv) 労働安全衛生検査及び内部監査の実施
- v) 依頼者の代理としての規制当局とのコミュニケーション
- vi) 特定組織の労働安全衛生マネジメントシステムの開発支援
- vii) 事故及びインシデント調査

4. 原則

G 4.1.2 OH&SMS 認証の利害関係者には、管理者及び非管理者の常勤及び臨時の働く人に加えて、次が含まれるが、これらに限らない。

- i) 法的当局及び規制当局（地方、地域、国又は国際）
- ii) 親組織
- iii) 供給者、請負者及び下請負者
- iv) 働く人の組織（労働組合）及び雇用主の組織
- v) 所有者、株主、得意先、来訪者、働く人の親族、地域社会及び組織の近隣者、並びに一般市民
- vi) 顧客、医療及びその他の地域サービス、メディア、学術界、商業団体及び非政府機関（NGO）、及び
- vii) 労働安全衛生機関及び労働安全衛生専門家（例えば、医師及び看護師）

5. 一般要求事項

G 5.2.3 （注記 2 について）

鍵となる利害関係者には、G.4.1.2 項で言及した追加の関係者が含まれ得る。

6. 組織運営機構に関する要求事項

追加要求事項なし。

7. 資源に関する要求事項

G 7.1.2 (注記について)

労働安全衛生マネジメントシステムでは、「専門分野」という用語は、プロセス又はサービスの共通性、及び働く人が労働安全衛生リスクにばく露し得る関連する危険源に関連している。

8. 情報に関する要求事項

G 8.5.3 法的に拘束力のある取決めによって、認証された依頼者が所轄の規制当局の関与を必要とする重大なインシデントの発生又は規制違反を遅滞なく認証機関に通知することも要求されなければならない。

9. プロセス要求事項

9.1 認証活動に先立つ事項

G 9.1.1 申請組織の権限をもつ代表者によって認証機関に提供される、プロセス及び活動に関する情報には、当該プロセスに関連する重要な危険源及び労働安全衛生リスク、プロセスで使われる主な有害な材料及び適用される労働安全衛生法令から生じる関連する法的義務の特定も含まれなければならない。

申請書には、組織の施設内及び施設外で働く人の詳細が含まれていなければならない。

G 9.1.4 OH&SMS 審査の審査工数は、この文書の附属書 B に従って決定されなければならない。

依頼者が他の組織の施設でサービス提供している場合、CAB は、依頼者の OH&SMS にこれらのオフサイト活動を包含していることを検証しなければならない（他の組織の OH&SMS 義務によらず）。審査で費やされる工数を決定するに当たって、CAB は、従業員が働いているいかなる組織のサイトも定期的に審査することを考慮しなければならない。全てのサイトが審査対象となるか否かは、そのサイトで行われている活動に関連した労働安全衛生リスク、契約上の合意事項、他の認定された CAB による認証、内部監査システム、事故及びニアミスに関する統計といった様々な要因に依存する。そのような決定を正当化する理由は記録されなければならない。

G 9.1.5 OH&SMS が複数サイトで運用されている場合、認証範囲に含まれる各サイトで行われている活動及びプロセスの性質に関連した労働安全衛生リスクレベルの評価に基づいて、サンプリングが許容されるか否かを確立することが欠かせない。そのような決定の根拠、審査工数の計算及び各サイトへの訪問の頻度は、附属書 B の B.10 項の要求事項と一致し、各依頼者について文書化されなければならない。

同じ活動、プロセス及び労働安全衛生リスクをカバーしていない複数のサイトがある場合、サンプリングは適切ではない。

あるサイトが、他のサイトと類似のプロセスを行っている、又は類似の製品を製造しているとしても、CABは各サイト間の運用の差異（技術、設備、使用及び保管されている有害な材料の量、作業環境、施設等）を考慮しなければならない。

サンプリングが認められる場合、CBは審査されるサイトのサンプルが、審査される組織にあるプロセス、活動及び労働安全衛生リスクを代表するものであることを確実にしなければならない。

組織のOH&SMSに含まれる一時的サイトは、マネジメントシステムの運用及び有効性の証拠を与えるため、サンプリングに基づく審査の対象となる（附属書BのB.9項を参照）。

9.2 審査の計画作成

G 9.2.1.2 b) 依頼者が適用される法令、規制及び契約上の要求事項を満たすことを確実にするためのマネジメントシステムの能力の決定について、附属書Cで説明されている方法が適用されなければならない。

G.9.2.1.3 OH&SMSには、組織の管理下又は影響下にあり、組織のOH&SMSパフォーマンスに影響を与え得る活動、製品及びサービスが含まれなければならない。

一時的サイト、例えば、建設サイトは、所在地に関わらず、そのサイトを管理する組織のOH&SMSに含まれなければならない。

9.3 初回認証

追加要求事項なし。

9.4 審査の実施

G 9.4.4.2 審査チームは次の要員と面談を行わなければならない。

- i) 労働安全衛生に法的責任をもつ経営層
- ii) 労働安全衛生に責任をもつ従業員の代表者
- iii) 例えば、医師及び看護師といった従業員の健康を監視する責任をもつ要員。面談が遠隔で行われる場合、それを正当化する理由は記録されなければならない
- iv) 管理職、及び常勤及び臨時の従業員

面談が考慮されることが望ましいその他の要員は、次のとおり。

- i) 労働安全衛生リスクの防止に関連した活動を行う管理職及び従業員、及び
- ii) 請負者の経営層及び従業員

G 9.4.5.3 認証機関は、関連する規制要求事項の不順守を見出した場合に取られる処置を詳述した手順をもたなければならない。これらの手順には、審査される組織にそのような不順守を直ちに通知する要求事項が含まなければならない。

G 9.4.7.1 組織の代表者は、労働安全衛生に法的責任をもつ経営層、従業員の健康を監視する責任をもつ要員及び労働安全衛生に責任をもつ従業員の代表者を最終会議への出席に招くよう求められなければならない。欠席する場合には、その正当化する理由が記録されなければならない。

9.5 認証の決定

追加要求事項なし。

9.6 認証の維持

G 9.6.4.2 所轄の規制当局の関与とは独立して、認証機関が、例えば、重大な事故又は重大な規制違反といった労働安全衛生に関わる重大なインシデントの発生を知ることとなった場合、マネジメントシステムが損なわれず、有効に機能していたか否かを調査するために、特別審査が必要となり得る。認証機関はこの調査の結果を文書化しなければならない。

G 9.6.5.2 認証された依頼者によって提供された（G.8.5.3 参照）又は特別審査の間に審査チームによって直接収集された（G.9.6.4.2 参照）、所轄の規制当局の関与が必要となる、重大な事故又は重大な規制違反といったインシデントに関する情報は、システムが OH&S 認証要求事項を満たすことに深刻な不具合があったことが実証され得る場合、認証の一時停止又は取消しを含む処置を取ることを決定する根拠を提供しなければならない。そのような要求事項は、CAB と組織との間の契約上の合意の一部でなければならない。

9.7 異議申立て

追加要求事項なし。

9.8 苦情

追加要求事項なし。

9.9 依頼者に関する記録

追加要求事項なし。

10. 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項

追加要求事項なし。

附属書 A（規定） - OH&SMS における認証機能に関する特定の知識及び技能

この附属書は ISO/IEC 17021-1: 2015 の附属書 A（規定）に関わる附属書である。

この附属書は、OH&SMS に関する ISO/IEC TS 17021-10 が将来有効となるときに置き換えられる。

（訳注：2018 年 3 月に ISO/IEC TS 17021-10 が発行されたことから、以下、翻訳を略す）

附属書 B (規定) - 労働安全衛生マネジメントシステム審査工数の決定

この附属書は、ISO/IEC 17021-1:2015 の関連条項及び労働安全衛生マネジメントシステムの審査のための IAF MD5:2015 追加要求事項の一貫した適用のために義務づけられる。

この附属書では、ISO/IEC 17021-1:2015 のいかなる条項も置き換えられない。

IAF MD5 は、次に詳細を示す改訂を伴い適用される。

- 以下の改訂されている全ての条項は、IAF MD5:2015 の関連条項の現行要求事項の全てを取り込む、及び
- 改訂されていない全ての条項は、関連する改訂された条項の理解を更に深めることを確実にするために必要でない限り、この附属書には取り込まれていない（例えば、改訂された B.3.2 項で参照される B.5 項及び B.6 項）。

B.1 定義

B.1.9 有効要員数

有効要員数は、各シフトの要員を含む、認証範囲内に関係する全ての要員（常勤、臨時及び非常勤）からなる。認証範囲内に含まれる場合、これには、組織の管理下又は影響下にあり、組織の OH&SMS パフォーマンスに影響を与え得る、労働又は労働に関わる活動を行う請負者／下請負者も含まなければならない。

B.1.12 労働安全衛生リスクに基づく複雑さのカテゴリ

OH&SMS については、この文書に定められている規定は、基本的に審査工数に影響を及ぼす組織の労働安全衛生リスクの性質、数及び重大性に基づく 3 つの主要な複雑さのカテゴリに基づいている。（表 OH&SMS 2 参照）。

B.2 適用

B.2.2 審査人・日

B.2.2.1 表 OH&SMS 1 は、OH&SMS 認証審査の平均的な審査工数を 1 日 8 時間に基づく審査人・日で計算したものを示している。表 OH&SMS 1 は、表 OH&SMS 1 と同じ合計の審査日数を確保するために、移動、昼食休憩、及び就業時間に関する現地の法律を順守するよう、その国向けの日数調整が必要になる場合がある。

B.2.3 有効要員数の計算

B.2.3.1 上記に定める有効要員数は、OH&SMS の審査工数計算の基礎として使用される。有効要員数を決定する際は、非常勤の要員、シフトワーカー、事務部門及びあらゆる類の事務所要員、並びに類似又は反復プロセスを考慮する。（B.2.3.4 参照）「季節運営（例えば、収穫活動、休暇村及びホテル等）の場合、有効要員数の計算は、繁忙期の運営に通常従事する要員に基づかなければ

いけない。」関連するリスクを考慮することなしに、大人数の未熟練要員の雇用に伴う削減が行われてはならない (B.2.3.6 参照)。

B.2.3.4 範囲内の類似又は反復プロセス

- a) 高い割合の要員が類似又は同一と見なされる活動／職位を実施する場合、類似の労働安全衛生リスクを要員にばく露するとの理由から (例えば、清掃、警備、販売、コールセンター等)、認証の範囲において会社ごとに矛盾なく一貫して適用される要員数の削減を行うことが認められてもよい。
- b) 注意力を低下させ、労働安全衛生リスクの関連水準を高める反復の作業 (例えば、取付、組み立て、梱包、仕分け等) に従事する働く人のグループに関しては、可能な削減に用いられる手法について、働く人の全ての活動／職位の労働安全衛生リスクの評価を含めるよう文書化されなければならない。

B.2.3.5 シフトワーカー

CAB は、依頼者の活動の全範囲を対象とした OH&SMS の効果的な運用を最も適切に評価するための審査のタイミングを決定しなければならない。これには、通常の労働時間外に様々なシフトパターンで審査を行う必要を含む。これについては、依頼者と合意しなければならない。

CAB は、審査工数のばらつきが審査の有効性を損なわないことを確実にすることが望ましい (B.3.7 項も参照)。

B.2.3.6 臨時未熟練要員

この問題は通常、自動化されたプロセスではなく大人数の臨時未熟練要員が雇用される技術水準の低い国のみ当てはまる。こうした状況において、他の認証スキーム (QMS、EMS) については、有効要員を減じてよい。臨時未熟練要員は、労働安全衛生リスク源になり得ることから、この削減は、原則、OH&SMS に適用されないと見なされるべきである。例外的な場合で、削減が行われる場合は、それを正当化する理由を記録し、AB が審査時に利用できるようにしなければならない。

B.3 OH&SMS 審査工数を決定するための方法

B.3.1 OH&SMS の初回審査 (第一段階+第二段階) の審査工数を計算するときの基礎として使われる方法には、附属書 B の付録 C の表の理解が含まれる。付録 C は有効要員数 (有効要員数の計算についての指針は B.2.3 項参照) 及び組織の事業セクターに関連した労働安全衛生リスクのカテゴリーに基づいており、最小／最大審査工数を示すものではない。表 OH&SMS 2 は、労働安全衛生リスクに基づく、事業セクターと OH&S の複雑さのカテゴリーとの連関を示している。

注記：通常の慣行では、第二段階に費やす工数は、第一段階に費やす工数を上回る。

B.3.2 適切な乗数を使用し、同じ表及び図を、サーベイランス審査 (B.5 項) 及び再認証審査 (B.6 項) の審査工数計算の基礎として使用してもよい。

B.3.3 CAB は、依頼者の関連するプロセスを審査するために適切な工数を割り当てるためのプロセスをもっていなければならない。これまでの経験から、有効な審査を実施するために必要な工数は、OH&SMS について、要員数だけではなく、その他の要因にも左右されることが分かっている。その他の要因については、B.8 項でさらに深く検討している。

B.3.4 この基準文書では、審査実施に要する工数を設定するときに考慮することが望ましい項目を列記している。これら及びその他の要因は、審査の種類を問わず、審査工数決定への潜在的影響について、CAB の申請のレビュープロセス、第一段階の後、認証周期を通して、さらに再認証時に検討する必要がある。したがって、有効要員数と労働安全衛生リスクカテゴリーとの間の関係を示している表 OH&SMS 1 及び OH&SMS 2 を単独で使用することはできない。これらの表は、全ての種類の審査について、さらに審査計画を作成し、審査工数を調整するための枠組みを定めるものである。

B.3.6 OH&SMS 審査については、組織の有効要員数及びその産業分野における典型的な組織の労働安全衛生リスクの性質、数、及び重大性に基づいて審査工数を定めることが適切である。表 OH&SMS 1 及び OH&SMS 2 は、計画するために使用されるプロセスに枠組みを与えている。さらにマネジメントシステムの審査工数は、審査対象組織にのみ適用される何らかの重要な要因があれば、それに基づいて調整されることが望ましい。

B.3.7 OH&SMS の審査工数決定の出発点は、有効要員数に基づいて特定され、次に、審査対象の依頼者に適用される重要な要因による調整、さらに、各要因に加算又は減算して重み付けをして調整し、もとの数字を修正しなければならない。全ての場合について、行った調整を含め、OH&SMS 審査工数設定の根拠は、記録しておかなければならない。CAB は、審査工数のばらつきが、審査の有効性を損ねないことを確実にすることが望ましい。製品又はサービス実現プロセスがシフトベースで行われる場合は、CAB による各シフトの審査の程度は、各シフトで行われているプロセスによって決まる。効果的な実施を審査するため、最初の認証周期では、少なくとも通常の業務時間内一つのシフトと時間外の一つのシフトを審査しなければならない。以降の周期のサーベイランス審査では、CB は、組織の OH&SMS の認められた成熟度に基づいて、二番目のシフトを審査しない決定をしてもよい。8 時間の審査工数内で両方のシフトを包含するため、可能な限り、審査の開始時間を遅らせるため調整することが推奨される。他のシフトを審査しない場合、その場合のリスクを考慮して、これを正当化する理由を文書化しなければならない。

B.3.8 この附属書の表を使用して決める OH&SMS 審査工数には、「訓練中の審査員」、オブザーバ、又は技術専門家の工数を含めてはならない。

B.3.9 OH&SMS 審査工数の削減は、表 OH&SMS 1 に基づいて設定された工数の 30% を超えてはならない。

B.4 初回の OH&SMS 認証審査（第一段階 + 第二段階）

B.4.2 表 OH&SMS 1 は、OH&SMS の初回審査（第一段階 + 第二段階）の審査工数を見積もるための出発点を提供している。

B.4.5 認証審査には、双方向のウェブベースの共同作業、ウェブ会議、テレビ会議・電話会議、及び／又は依頼者のプロセスの電子的検証などの遠隔審査技法を含んでもよい。これらの遠隔活動は、文書／記録のレビュー、及びスタッフ及び働く人の面談に限定されるものとし、審査計画に明示しなければならない。また、これらの活動に費やす工数は、マネジメントシステム審査の工数の合計に寄与していると見なしてもよい。遠隔審査活動の部分が、計画したマネジメントシステム審査のオンサイト工数の30%を超える審査をCABが計画する場合は、当該CABは、その審査計画を正当化し、それを記録し、認定機関によるレビューのため、利用できるようにしなければならない。(IAF MD4 参照) OH&SMS リスク管理に関わる活動は、上記のような方法で遠隔で立会いが行われることはできない。

注記1: マネジメントシステム審査工数とは、個々のサイトに割り当てられたマネジメントシステム審査工数をいう。仮想の又は離れているサイトの電子審査は、その電子審査を依頼組織の所在地(物理的又は仮想の)で実施した場合であっても、遠隔審査と見なされる。

注記2: 依頼組織の物理的な所在地が存在する場合、使用した遠隔審査の技法にかかわらず、少なくとも年に1回、物理的に依頼組織を訪問しなければならない。

注記3: 第二段階審査が1審査人・日より少ないことは、通常ない。

B.5 サーベイランス

初回の3年認証周期の間における、所定の組織のサーベイランス審査の審査工数は、初回認証審査(第一段階+第二段階)に要した審査工数に比例し、サーベイランスに費やした年間の合計工数が、初回認証審査に要した審査工数の約1/3であることが望ましい。CABは、各サーベイランス審査の一環として、依頼者のマネジメントシステムに関する最新情報を取得しなければならない。計画したサーベイランス審査の審査工数は、少なくともサーベイランス審査及び再認証審査の都度レビューし、当該組織の変更事項、システムの成熟度などを考慮しなければならない。レビューの証拠は、マネジメントシステム審査の審査工数の調整があった場合はそれを含め、記録しておかなければならない。

注記: サーベイランス審査が1審査人・日より少ないことは、通常ない。

B.6 再認証

再認証審査の審査工数は、依頼者の最新情報に基づいて計算されることが望ましい。その依頼者に対する初回審査が再認証時点で実施されたと仮定した場合の初回認証審査(第一段階+第二段階)に要するであろう審査工数の、通常約2/3となる。(即ち、元の初回認証審査工数の2/3ではない) マネジメントシステムの審査工数は、システムパフォーマンスのレビュー結果を考慮しなければならない。(ISO/IEC 17021-1) システムパフォーマンスのレビューそのものは、再認証審査の審査工数の一部ではない。

注記: 再認証審査にかかる工数が1審査人・日より少ないことは、通常ない。

B.7 第二回目及びそれに続く個々の認証周期

OH&SMS には適用外。

B.8 OH&SMS 審査工数の調整に関する要因

B.8.1 検討しなければならない追加の要因を次に示す。ただし、これらに限定されるものではない。

i) OH&SMS 審査工数を増やす :

- a. 複数の建物又は所在地で業務が実施される複雑なロジスティクス。例えば、離れたところにあるデザインセンターを審査しなければならない
- b. 要員が複数の言語で会話をする（通訳を必要とする又は審査員各人が分かれて仕事をすることができない）組織
- c. 従業員数に対して、非常に広いサイト（例えば、森林）
- d. 高度の規制（例えば、航空宇宙、原子力、精製及び化学業界、漁船、鉱業、食品、薬品等）
- e. 高度に複雑なプロセス又は比較的多くの独特な活動を含むシステム
- f. そのマネジメントシステムが認証の対象となっている常設サイトの活動を確認するために一時的サイトを訪問することが要求される活動
- g. 利害関係者の見解
- h. 事業セクターで平均よりも高い事故及び職業病の発生率
- i. 組織のサイトに一般市民が存在する場合（例えば、病院、学校、空港、港湾、電車の駅、公共交通機関）
- j. 組織が OH&S に関わる法的訴訟に直面している（含まれるリスクの重大性及び影響に依存する）
- k. 一時的な多くの請負者（下請負者）及びその従業員の存在があり、労働安全衛生リスクの複雑さを増加させている（例えば、精製所、化学プラント、鉄鋼プラント、その他の巨大な工業団地の定期的な停止又は回復）
- l. 適用される国の規制及び／又はリスク評価文書に従って、大量に存在する危険材料がプラントを重大な労働災害のリスクにさらしている場合
- m. 本国のサイトとは別の国に、範囲に含まれるサイトを有する組織（法令や言語がよく知られていない）

ii) OH&SMS 審査工数を減らす :

- a. マネジメントシステムの成熟度
- b. 依頼組織のマネジメントシステムについての事前の知識がある状況（例えば、同じ CAB によって、他の任意の OH&SMS スキームで既に認証されている）

- c. OH&SMS 認証に対する依頼者の備えができていない状況（例えば、既に、強制分野で政府の OH&SMS スキームについて、国の機関による定期的な審査の対象になっている）
- d. 要員数に対して、非常に小さいサイト（例えば、事務所棟のみ）

依頼者のシステム、プロセス及び製品／サービスの全ての属性を検討し、有効な審査のための審査工数の増減を正当化できる要因について、適切な調整を行うことが望ましい。追加要因は、削減要因によって相殺されてもよい。

この項目の要求事項に関連してなされたいかなる決定も記録されなければならない。

注記 1：削減要因は、各依頼組織の計算をするたびに 1 度だけ使用してもよい。

注記 2：統合マネジメントシステム審査の工数計算時に考慮する追加要素は、IAF MD11 で扱われている。

B.9 一時的サイト

B.9.2 一時的サイトは、大規模なプロジェクトマネジメントサイトから小規模なサービス／据付サイトまであり得る。このようなサイトを訪問する必要性及びサンプリングの程度は、依頼者の運営管理に伴い OH&SMS が労働安全衛生リスク管理に失敗するリスクの評価に基づいていなければならない。選定されたサイトのサンプルは、依頼者の認証範囲、活動及びプロセスの規模及び種類、労働安全衛生リスクに含まれる及び関連する危険源の種類、及び進行中のプロジェクトの段階を代表していることが望ましい。

B.9.3 通常、一時的サイトのオンサイト審査を実施する。しかしながら、次のような方法は、運営管理及び他の OH&SMS 活動への立会いに関連しないオンサイト審査の一部のみを代替する手段とみなすことができる。

- i) 依頼者及び／又はその顧客との対面又は電話会議による面談又は進捗会議
- ii) 一時的サイトの活動の文書レビュー
- iii) OH&SMS 及び一時的サイトの審査に関係する記録又はその他情報が入っている電子的なサイトへの遠隔アクセス
- iv) 有効な審査を遠隔的に行うことを可能にするテレビ及び電話会議、並びにその他の技術の利用

B.10 複数サイト OH&SMS の審査工数

B.10.1 OH&SMS が複数サイトで運用されている場合、CAB は、認証範囲に含まれる各サイトで行われている活動及びプロセスに関連した労働安全衛生リスクレベルの評価に基づいて、サイトサンプリングが許容されるか否かを確立しなければならない。この評価及び行われた決定の根拠の記録は、AB が審査時に利用できるようにしなければならない。

B.10.2 OH&SMS 複数サイト認証のための要求事項は、サンプリングが許容されるか否かに関わらず、複数サイト組織が運用するマネジメントシステムの審査及び認証のための新しい IAF MD1 文書に示されている異なるシナリオによってさらに詳細に包含されている。この中で、IAF MD5 要求事項への全ての参照は、この附属書 B によって改訂されるものと理解されなければならない。

新しい文書が有効になるまで、IAF MD1:2007 及び MD19:2016 の関連する要求事項が継続して適用される。

各サイトで費やされる総工数の比率は、特定のマネジメントシステムのプロセスが当該サイトに関わりがない状況を考慮しなければならない。

B.10.3 B.10.2 項と合同

B.11 外部から供給される機能又はプロセスの管理（外部委託）

B.11.1 組織が自らの機能又はプロセスの一部を外部委託する場合、外部から提供される機能又はプロセスが、OH&SMS の有効性（組織が労働安全衛生リスク及び法的要求事項の順守に関するコミットメントを管理する能力を含む）に悪影響を及ぼさないことを確実にするために用いる管理の種類及び範囲を、組織が効果的に決定したことの証拠を取得するのは、CAB の責任である。

B.11.2 CAB は、供給された活動を管理する上での組織の OH&SMS の有効性、及びこの活動が組織自身の活動やプロセス及び適合要求事項に対する労働安全衛生パフォーマンスに対してもたらすリスクを審査し評価する。これには、次に基づき、有効性のレベルに関するフィードバックを供給者から集めることを含んでもよい。

- 外部供給者が、法的要求事項を順守し、規定の要求事項に従って機能又はプロセスを供給する能力に基づいて、外部供給者を評価、選定、パフォーマンス監視及び再評価するために組織が適用する基準、及び
- 外部供給者が自身の労働安全衛生リスクを管理する組織の能力に悪影響を与え得るリスク

B.11.3 たとえ、完全な外部供給者のマネジメントシステム審査が要求されていなくとも、CAB は、効果的な審査を計画し、達成するため、外部供給者に委託された組織の OH&SMS の範囲に含まれるプロセス又は機能を考慮しなければならない。

B.11.4. CAB は、認証プログラム作成段階でこれを確立して、初回審査時、並びに、各サーベイランス及び再認証審査の前に、さらにこれを検証できることが望ましい。

付録 A - 品質マネジメントシステム

適用外。

付録 B - 環境マネジメントシステム

適用外。

附属書 B への付録 C –労働安全衛生マネジメントシステム

表 OH&SMS 1 –労働安全衛生マネジメントシステム

有効要員数、労働安全衛生リスクの複雑さのカテゴリ、審査工数との関係
(初回審査のみ – 第一段階 + 第二段階)

有効要員数	審査工数 第一段階+第二段階 (日数)			有効要員数	審査工数 第一段階+第二段階 (日数)		
	高	中	低		高	中	低
1-5	3	2.5	2.5	626-875	17	13	10
6-10	3.5	3	3	876-1175	19	15	11
11-15	4.5	3.5	3	1176-1550	20	16	12
16-25	5.5	4.5	3.5	1551-2025	21	17	12
26-45	7	5.5	4	2026-2675	23	18	13
46-65	8	6	4.5	2676-3450	25	19	14
66-85	9	7	5	3451-4350	27	20	15
86-125	11	8	5.5	4351-5450	28	21	16
126-175	12	9	6	5451-6800	30	23	17
176-275	13	10	7	6801-8500	32	25	19
276-425	15	11	8	8501-10700	34	27	20
426-625	16	12	9	>10700	上記増加率に従う		

注記 1：審査工数は、労働安全衛生リスクが高い、中、低い審査に対して示されている。

注記 2：表 OH&SMS 1 の要員数は、段階的な変化ではなく連続的な変化として見るのが望ましい。つまり、グラフに描かれる場合、線は低域の値から始まり、各域の終点で終わる。グラフの始点は、1人の要員が 2.5 日費やすところが望ましい。計算結果が小数点になった場合は、工数は最も近い半日に調整されることが望ましい（例えば、5.3 人日の審査工数は、5.5 人日とし、5.2 人日の審査工数は、5 人日となる）。

注記 3：B.1.9 項及び B.2.3 項も参照のこと。

表 OH&SMS 2 – 事業セクターと労働安全衛生リスクの複雑さのカテゴリの連関の例

OH&S リスクの複雑さのカテゴリ	事業セクター
高	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁業（沖釣り、沿岸浚渫及び潜水） ● 鉱業、採石業 ● コークス及び精製石油製品の製造 ● 石油及びガス採掘業 ● 織物及び衣類のなめし業 ● 紙再生工程を含む紙製造のうちパルプ製造の部分 ● 石油精製業 ● 化学薬品（殺虫剤、電池や蓄電池の製造）及び医薬品 ● ガラス繊維の製造 ● ガス生産、貯蔵、及び配給 ● 発電及び送電 ● 核 ● 有害物質の大量貯蔵 ● 非金属加工及び粘土、コンクリート、セメント、石灰、石膏等を含む製品 ● 一次産品生産－金属 ● 熱成型及び冷間成型及び金属合成加工 ● 金属構造物の製造及び組み立て ● 造船所（活動によって「中」の場合あり） ● 航空宇宙業界 ● 自動車業界 ● 武器及び爆発物の製造 ● 有害廃棄物のリサイクル ● 有害廃棄物及び非有害廃棄物の処理、例えば焼却など ● 排水及び下水処理 ● 産業及び土木建設及び取り壊し（電気、油圧及び空調の据え付け活動を伴う建物の完成を含む） ● 食肉処理場 ● 危険物の輸送及び配送（陸路、空路及び水路による） ● 防衛活動／危機管理 ● ヘルスケア／病院／獣医／社会事業
中	<ul style="list-style-type: none"> ● 水産養殖（全ての種類の水環境における植物及び動物の養殖、飼育及び収穫） ● 漁業（沖釣りは「高」） ● 農業／林業（活動によって「高」の場合あり） ● 食品、飲料、タバコ－加工 ● なめしを除く、織物及び衣類 ● 板の製造を含む木材及び木製品の製造、木材の処理／注入 ● パルプ製造を除く、紙製造及び紙製品 ● 非金属加工及び硝子、粘土、石灰などを含む製品

OH&S リスクの複雑さのカテゴリ	事業セクター
	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的機械工学的組み立て ● 金属製品の製造 ● 一次製品生産を除く金属合成加工製品及び機械工学一般に関する表面及びその他の化学処理（部品の加工及び大きさによっては「高」の場合あり） ● 電子産業用ベアプリント回路基板生産 ● ゴム及びプラスチック鋳込み、成型、組み立て ● 電気及び電子機器組み立て業 ● 輸送機器の製造、修理—道路、鉄道、航空（機器の大きさによっては「高」の場合あり） ● リサイクリング、コンポスト化、埋め立て（非有害廃棄物） ● 河川の管理を含む、水の汲み上げ、浄化、及び配給（商業的な排水処理は、「高」として評価されていることに注意） ● 化石燃料の卸売り、及び小売業（燃料の量によっては「高」の場合あり） ● 旅客輸送（空路、陸路及び海上による） ● 非危険物の輸送及び配送（陸路、空路及び水路による） ● 通常一般ビジネスサービスの一部である、産業清掃、衛生清掃、ドライクリーニング ● 自然科学及び科学技術分野の研究開発（事業分野によっては「高」の場合あり）。技術試験及び試験所 ● ホテル、レジャーサービス、及びレストランを除く個人サービス ● 教育サービス（教育活動の対象によっては「高」又は「低」）
低	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業活動及び管理、本部及び持株会社の管理 ● 卸売業及び小売業（例えば燃料といった製品によっては「中」又は「高」の場合あり） ● 産業清掃、衛生清掃、ドライクリーニング及び教育サービスを除く、一般ビジネスサービス ● 輸送及び流通—管理する輸送機はもたない管理サービス ● エンジニアリングサービス（サービスの種類によっては「中」の場合あり） ● 通信及び郵便局サービス ● レストラン及びキャンプ ● 不動産代理業、不動産管理 ● 社会科学及び人文科学の研究開発 ● 行政、地方自治体 ● 金融機関、広告代理店

労働安全衛生リスクの複雑さのカテゴリ

この文書で特定された規定は、審査工数に根本的な影響を及ぼす組織の労働安全衛生リスクの性質及び重大性に基づく労働安全衛生リスクの3つの主要な複雑さのカテゴリに基づいている。これらのカテゴリは次のとおり：

- **高** – 著しい性質及び重大な労働安全衛生リスクをもっている（通常、建設業、重工業又は加工業務を行う組織）
- **中** – 中程度の性質及び重大な労働安全衛生リスクをもっている（通常、いくつかの著しいリスクを伴う軽工業）、及び
- **低** – 低い程度の性質及び重大な労働安全衛生リスクをもっている（通常、事務所をベースとする組織）。

表 OH&SMS 1 は労働安全衛生リスクの上記の3つの複雑さのカテゴリを扱っている。

表 OH&SMS 2 は上記の労働安全衛生リスクの3つの複雑さのカテゴリとそのカテゴリに通常入るであろう事業セクターとの関係を示している。

CAB は、特定セクターの全ての組織が常に同じ労働安全衛生リスクのカテゴリにあたるとは限らないことを認識することが望ましい。CAB は、労働安全衛生リスクの複雑さのカテゴリを決定するときに、組織の特定の活動が考慮されることを確実にするために、その申請レビューの手順において、柔軟性を許容していることが望ましい。

例えば、造船における多くの業務が「高いリスク」として分類されるはずであるが、より複雑さの低い活動を有する炭素繊維の小さな船舶だけを扱う組織は、「中程度」として分類され得る。

CAB は、ある特定の事業セクターに属する組織の労働安全衛生リスクの複雑さのカテゴリーを下げた場合は、全てのケースを文書化しておかなければならない。

注記：組織の労働安全衛生リスクの複雑さのカテゴリは、リスクを管理するOH&SMSの不具合の結果に関連している場合もある。

- **高** – リスクを管理できない場合、そのリスクは人命が危険にさらされ、重大な負傷又は疾病を引き起こしかねない場合
- **中** – リスクを管理できない場合、負傷又は疾病を引き起こしかねない場合、及び
- **低** – リスクを管理できない場合、軽度の負傷又は疾病を引き起こしかねない場合。

附属書 C (規定) - 認定された OH&SMS 認証の一部としての法令順守**C.0 序文**

C.01 様々な観点を考慮に入れて、「法令順守」を次のように定義する。「意図した成果が実現される方法で、法令に適合すること。」

適用される OH&SMS 規格要求事項に対する OH&SMS 認証は、法令順守を保証するものではない（これは、政府又はその他の種類の管理及び／又は法令順守検査或いはその他の認証又は検証を含む、その他の管理方法にも当てはまる）が、法令順守を達成し、維持するための、証明された効率的なツールである。

認定された OH&SMS 認証は、組織が法令順守を含む方針へのコミットメントを確実に果たすための効果的な OH&SMS を明示的に有することを独立した第三者（認証機関）が評価、確認していることを実証するものでなければならないと認められる。

適用される法的要求事項への継続した又は潜在的な不順守は、組織及びその OH&SMS におけるマネジメント管理の欠落を示しているかもしれない、規格適合性が注意深くレビューされることが望ましい。

C.02 この附属書は、EA-7/04 M:2017 文書「認定された ISO 14001:2015 認証の一部としての法令順守」（2017 年 5 月改 03）から選択された要求事項の適用を OH&SMS に広げることが意図されている。その要求事項は、組織の認定された OH&SMS 認証と適用される組織の OH&S 法的要求事項の順守の程度との関係性を表すものである。

C.1 認証機関は法令順守についてどのように OH&SMS を審査することが望ましいか

C.1.1 認証審査プロセスを通じて、認証機関は組織の法令順守と関連付けて、OH&SMS 規格要求事項の適合性を評価しなければならない。これら要求事項への適合性が実証され得るまで、認証機関は認証を授与してはならない。

認証の後、認証機関によって実施される、以降のサーベイランス及び再認証審査は、上記の審査方法と整合するものでなければならない。

C.1.2 文書及び記録のレビューと運用活動中の OH&SMS 実施状況の評価（例えば、施設及びその他の作業サイトへの巡回）との間のバランスについて、認証機関は OH&SMS の有効性について十分な審査が行われることを確実にしなければならない。

C.1.3 状況は各組織によって異なるため、望ましい相対的比率を定める公式は存在しない。しかしながら、あまりにも多くの審査工数が事務所ベースのレビューに使われることが一定の頻度で生じる問題であることを示す兆候がある。事務所ベースのレビューに工数をかけると、法定順守の点で OH&SMS の有効性について不十分な評価につながり、また、潜在的に、低いパフォーマンスが見過ごされることにもなり、認証プロセスに対する利害関係者の信頼の喪失につながり得る。

認証機関は、適切なサーベイランスプログラムを通じて、通常 3 年の認証周期中に適合性が維持されることを保証しなければならない。認証機関の審査員は、システムの実証された実施に基づく法令順守のマネジメントを検証し、計画又は期待された結果のみに依存してはならない。

C.1.4 法令順守に対する初期又は継続したコミットメントを実証することができない組織は、認証機関によって、OH&SMS 規格要求事項を満たしているとして、認証又は継続して認証されてはならない。

C.1.5 故意又は一貫した不順守は、法令順守を達成するための方針へのコミットメントを立証することについて重大な失敗と見なされなければならない。また、これは、認証を不可能にする、又は既存の OH&SMS 規格認証書が一時停止又は取り消される要因とならなければならない。

C.1.6 施設及び作業領域が閉鎖対象となる場合、従業員に対する同一のリスクがもはや存在しないかもしれないが、労働安全衛生リスクは変化する。しかし、一般市民に適用される新たなリスクが発生し得る。（例えば、適切な保守及び監視活動が欠如している場合）。認証機関は、マネジメントシステムが継続して、OH&SMS 規格を満たしていること、また、閉鎖された施設及び作業領域に関して効果的に実施されていることを検証しなければならない。もしこれが検証されない場合、認証書を一時停止しなければならない。

C.2. 認証決定に関する順守基準

C.2.1 OH&SMS 規格への適合を宣言する組織の利害関係者は、完全な法令順守を期待している。この分野における認定された認証の認識される価値は、法令順守に関して利害関係者の満足を達成することと密接に関連している。

C.2.2 組織は、認証機関から認証を授与される前に、組織自身の順守評価を通じて、組織に適用される法的な OH&S 要求事項の順守を達成したことを実証できなければならない。

C.2.3 組織が法令順守していないかもしれない場合、異なる国ごとの条件によって、可能な限りどこにおいても、文書化された規制者との合意によって裏付けられる、宣言された期間内に完全な順守を達成するための実施計画を始動したことを実証できなければならない。この計画の成功裡な実施は、OH&SMS における優先事項と見なされなければならない。

C.2.4 例外的に、認証機関は認証を授与してもよい。しかし、その場合、組織の OH&SMS について次の事項を確認するための客観的証拠を要求しなければならない。

- a. 期限内に上記実施計画の完全な実施によって、要求される順守を達成することができる。
- b. 働く人及びその他のばく露される要員に対する全ての危険源及び労働安全衛生リスクに取り組み、深刻な負傷及び／又は疾病に繋がり得る又は繋がる、活動、プロセス又は状況が存在しない。
- c. 移行期において、労働安全衛生リスクが低減及び管理されていることを確実にするための必要な処置が導入されている。

C.2.5 ISO/IEC 17021-1 の 9.4.8.3 a) 項の要求事項及び適用される OH&SMS 規格に明記されている意図した成果を通じて、認証機関は、順守義務を満たす OH&SMS の能力に関し、その証拠の要

約とともに、組織の OH&SMS の適合性及び有効性に関する声明を審査報告書に含めていることを確実にしなければならない。

C.3 まとめ

C.3.1 組織の OH&SMS に対する認定された認証は、適用される OH&SMS 規格要求事項への適合を示し、適用される法的要求事項順守に対する、実証された有効なコミットメントが含まれる。

C.3.2 組織による法令順守の管理は、OH&SMS 審査における、一つの重要な構成要素であり、変わらず組織の責任である。

C.3.3 認証機関の審査員は OH&S 規制機関の検査官ではないことを強調されることが望ましい。審査員は、法令順守の「声明」又は「宣言」を出すことは望ましくない。それでも、審査員は、適用される OH&SMS 規格への適合性を審査するために、「法令順守の評価を検証する」ことができる。

C.3.4 OH&SMS が OH&SMS 規格要求事項を満たしていることの認定された認証は、法令順守の絶対的及び継続的な保証にはなり得ず、また継続的な法令順守を保証する認証又は法令スキームの保証にもなり得ない。しかしながら、OH&SMS は、法令順守を達成し、維持するための、証明された効果的なツールであり、組織の順守状態に関する適切かつ適時な情報をトップマネジメントに提供するものである。

C.3.5 OH&SMS 規格は、法的要求事項の順守に対するコミットメントを求めている。組織は、認証機関から認証を授与される前に、組織自身の順守評価を通じて、適用される法的要求事項の順守を達成したことを実証できなければならない。

C.3.6 OH&SMS が OH&SMS 規格要求事項を満たしていることの認証は、その OH&SMS が法令順守義務を満たすことを含む方針へのコミットメントの達成に有効であると示されていることを確認し、組織の継続的な法令順守の礎及び裏付けを提供するものである。

C.3.7 上記の認定された OH&SMS 認証の特性に対する利害関係者の信頼を維持するため、認証機関は、認証を授与、維持又は継続する前に、システムが実証された有効性を有していることを確実にしなければならない。

C.3.8 OH&SMS は、組織と OH&S 規制機関との対話のためのツールの役割を果たし、また歴史的な「彼等と我々」という敵対関係に置き換わることによって信頼できる協力の基礎を形作ることができる。OH&S 規制機関及び一般市民は、認定された OH&SMS 規格認証書を有する組織に信頼を置き、そのような組織が常時一貫して法令順守を管理できることを認識できることが望ましい。

附属書 D (規定) - 認定範囲

D.1 OH&S 認証機関の認定された範囲は、次の表中の OH&SMS で改められている通り、IAF ID1:2014 の文書の附属書に報告されている経済活動リストの一つ又は複数の要素の観点から表現されなければならない。

OH&SMS認定範囲のモデル

OH&SMS認定範囲			
番号	経済活動分野/活動の記述	NACE - ディビジョン/グループ/クラス (rev.2)	一般的なOH&S危険源の例 (1)
1	農業、林業、漁業	01、02、03	殺虫剤へのばく露、生物学的及び化学的危険源、農業用移動車両及び機器、機械、高所作業、手作業、呼吸器疾患、動物由来の感染症、騒音、繰り返しのストレス等
2	鉱業、採石業	05、06、07、08、09	岩石の落下、火事、爆発、移動車両、機械、高所からの落下、挟み込み及び感電、騒音、振動、ラドンへのばく露、結晶シリカへのばく露、炭塵、危険化学物質、閉じた空間での作業等
3	食料品、飲料、タバコ	10、11、12	殺虫剤へのばく露、生物学的及び化学的危険源、移動車両及び機器、道具、機械、低温区域 (冷凍庫)、高温媒体、繰り返しのストレス等
4	織物、繊維製品	13、14	機械及び機器、染料及び化学物質へのばく露、毛糸及び毛屑、火事、爆発、重量物の積み上げ及び積み下ろし、騒音等
5	皮革、皮革製品	15	クロムその他の危険化学物質へのばく露、機械、圧力機器、安全でない作業場、重量物の積み上げ及び積み下ろし、騒音等
6	木材、木製品	16	危険化学物質へのばく露、木塵、様々な機械及び道具、火事、爆発等
7	パルプ、紙、紙製品	17	危険化学物質へのばく露、プラント及び圧力機器、機械、火事、爆発、安全でない作業場 (熱、放射線、埃)、騒

OH&SMS認定範囲			
番号	経済活動分野／活動の記述	NACE – ディビジョン/グループ/クラス (rev.2)	一般的なOH&S危険源の例 (1)
			音等
8	出版業	58.1、59.2	ビデオディスプレイ端末 (VDT)、姿勢、照明、繰り返しのストレス等
9	印刷業	18	危険化学物質へのばく露、機械、騒音
10	コークス及び精製石油製品の製造	19	危険化学物質へのばく露、機械、プラント及び設備、圧力機器、火事、爆発、閉じた空間での作業、高所作業、騒音、爆発、炭塵等
11	核燃料	24.46、20、13 (放射性物質の範囲のみ)	放射線/放射能による被ばく、危険化学物質へのばく露、プラント及び設備等
12	化学薬品、化学製品及び繊維	20 (放射線物質の範囲を除く)	危険化学物質へのばく露、機械、プラント及び設備、圧力機器、火事、爆発、閉じた空間での作業、高所作業、騒音、爆発、埃等
13	医薬品	21	生物学的及び化学的危険源へのばく露、放射線による被ばく、プラント及び圧力機器、火事、爆発、閉じた空間での作業等
14	ゴム製品、プラスチック製品	22	機械、プラント及び圧力機器、化学的危険源へのばく露、火事、爆発、騒音等
15	非金属鉱物製品	23、但し23.5及び23.6を除く	機械、プラント及び圧力機器、電気、火事、爆発、危険化学物質、騒音、ペンキ及び塗装等
16	コンクリート、セメント、石灰、石こう他	23.5、23.6	高所での基礎及び掘削作業、移動プラント及び機械、手作業、騒音、振動、埃、電気、火事、爆発等
17	基礎金属、加工金属製品	24、但し24.46を除く。25、但し25.4を除く。	機械、プラント及び設備、圧力機器、火事、爆発、危険化学物質、高所作業、騒音、ペンキ及び塗装、放射線等

OH&SMS認定範囲			
番号	経済活動分野／活動の記述	NACE – ディビジョン/グループ/クラス (rev.2)	一般的なOH&S危険源の例 (1)
		33.11	
18	機械、装置	25.4、28、30.4、33.12、33.2	機械、プラント及び設備、圧力機器、危険化学物質、ペンキ及び塗装、騒音、振動、手作業、火事、爆発等
19	電氣的及び光学的装置	26、27、33.13、33.14、95.1	機械、プラント及び設備、圧力機器、電気、放射線、危険化学物質、騒音、振動、手作業等
20	造船業	30.1、33.15	機械、プラント及び設備、圧力機器、騒音、振動、手作業、高所作業、閉じた空間での作業、火事、爆発、放射線、ペンキ及び塗装等
21	航空宇宙産業	30.3、33.16	機械、プラント及び設備、圧力機器、危険化学物質、ペンキ及び塗装、騒音、振動、放射線、手作業、火事、爆発等
22	その他輸送装置	29、30.2、30.9、33.17	機械、プラント及び設備、圧力機器、危険化学物質、ペンキ及び塗装、騒音、振動、手作業等
23	他の分類に属さない製造業	31、32、33.19	機械、プラント及び設備、圧力機器、危険化学物質、騒音、振動、手作業、ペンキ及び塗装等
24	再生業	38.3	交通、機械、化学及び生物学的危険源、スリップ、つまづき、転倒、放射線、繰り返しのストレス、騒音、火事、爆発等
25	電力供給	35.1	プラント及び設備、電気、電磁場へのばく露、機械、危険化学物質、騒音、振動、高所作業等
26	ガス供給	35.2	圧力機器、機械、ガス閉じ込め漏れに伴う火事及び爆発、毒性、騒音、振動、閉じた空間での作業、高所作業等
27	給水	35.3、36	プラント及び設備、機械、化学的危険源へのばく露、騒音、振動、高所作

OH&SMS認定範囲			
番号	経済活動分野／活動の記述	NACE – ディビジョン/グループ/クラス (rev.2)	一般的なOH&S危険源の例 (1)
			業、閉じた空間での作業、レジオネラ等
28	建設	41、42、43	基礎及び掘削作業、高所作業、移動機器事故、高所からの転落、タワークレーン、移動プラント及び機械、一時的作業、手作業、騒音、振動、埃、ペンキ及び塗装、電気（頭上電気線及び地下ケーブル）、火事等
29	卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業	45、46、47、95.2	機械、道具、危険化学物質、騒音、振動、手作業、化学物質等
30	ホテル、レストラン	55、56	スリップ及びつまづき、熱い物体、低温区域（冷凍庫）、尖った物体、化学物質、バイオ廃棄物、レジオネラ等
31	輸送、倉庫、通信	49、50、51、52、53、61	交通、速度、横転、衝突、移動車両に轢かれる、車両からの転落、手作業、スリップ及びつまづき
32	金融、保険、不動産、賃貸	64、65、66、68、77	VDT、姿勢、照明、繰り返しのストレス等
33	情報技術	58.2、62、63.1	VDT、姿勢、照明、繰り返しのストレス等
34	エンジニアリング、研究開発	71、72、74但し74.2と74.3を除く	VDT、特定サービスの機能の幅広いバリエーション
35	その他専門的サービス	69、70、73、74.2、74.3、78、80、81、82	特定サービスの機能の幅広いバリエーション
36	公共行政	84	VDT、姿勢、照明、人間工学、幅広いバリエーション等
37	教育	85	VDT、照明、人間工学、ストレス、騒音等
38	医療及び社会事業	75、86、87、88	生物学的危険源へのばく露、放射能、

OH&SMS認定範囲			
番号	経済活動分野／活動の記述	NACE – ディビジョン/グループ/クラス (rev.2)	一般的なOH&S危険源の例 (1)
			感染症、重量物の取扱い等
39	その他社会的・個人的サービス	37、38.1、38.2、39、59.1、60、63.9、79、90、91、92、93、94、96	機械、化学及び生物学的危険源へのばく露、スリップ、つまづき、転倒、繰り返しストレス、騒音、特定サービスの機能の幅広いバリエーション

注記1：一般的な危険源の例は、認定範囲に含まれているとは見なされない。

注記2：それぞれのIAFコードにリスクレベルは割り当てられてはいない。各認定機関は、地元の法令、OH&S危険源及び附属書Bで定められた要求事項を考慮して、それぞれの範囲のリスクレベルを定義する責任がある。

注記3：NACE Rev.2のセクションTとUはNACE経済活動分類97、98、99を含むが、この表には含まれていない。

注記4：OH&S範囲を使用して、ISO/IEC 17021-1:2015の7.1.2項で言及されているOH&SMSの「専門分野」を記述するが、その使用は限定的である。分野11「核燃料」は、一つの専門分野として妥当な記載といえるかもしれないが、他の項目のほとんどは専門分野として妥当な記載といえないかもしれない。

**附属書 E (規定) - 労働安全衛生マネジメントシステム (OH&SMS) 認証機関の
認定のための立会い活動**

IAF MD 17 (完全に適用される) に一致して、この附属書では、労働安全衛生マネジメントシステム (OH&SMS) で実施すべき立会いを規定する。

全ての IAF コード (IAF ID1 参照) は、この文書の目的に関連すると見なされる OH&SMS の一連の専門分野のクラスターに統合されている。

範囲のサンプリングのための特定の方法は、IAF MD17 の 4 項で詳述されている。

専門分野のクラスター	IAF コード	IAF ID1 に記載の産業分野/活動	重要コード
農業、林業、漁業	1	農業、林業、漁業	1
食品	3	食料品、飲料、タバコ	3
	30	ホテル、レストラン	
機械	17	加工金属製品に限る	20 及び 21
	18	機械、装置	
	19	電氣的及び光学的装置	
	20	造船業	
	21	航空宇宙産業	
	22	その他輸送装置	
紙	7	紙製品に限る	9
	8	出版業	
	9	印刷業	
建設	28	建設	28
	34	エンジニアリングサービス	
製品製造	4	織物、繊維製品	4 (なめしを含む) 及び 5 又は 6
	5	皮革、皮革製品	
	6	木材、木製品	
	23	他の分類に属さない製造業	
化学	7	パルプ及び紙の製造に限る	7 及び 10 及び 12 及び 13 及び 16 又は 17
	10	コークス及び精製石油製品の製造	
	12	化学薬品、化学製品及び繊維	
	13	医薬品	
	14	ゴム製品、プラスチック製品	
	15	非金属鉱物製品	

専門分野のクラスター	IAF コード	IAF ID1 に記載の産業分野／活動	重要コード
	16	コンクリート、セメント、石灰、石こう他	
	17	基礎金属の製造に限る	
鉱業、採石業	2	鉱業、採石業	2
供給	25	電力供給	25 又は 26
	26	ガス供給	
	27	給水	
輸送及び廃棄物管理	31	運輸、倉庫、通信	31 (危険な物品に限定) 及び 24 又は 39 (NACE 37、38.1、 38.2、39 に 限定)
	24	再生業	
	39	その他社会的サービス	
サービス	29	卸売業、小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業	29 又は 35 又は 36
	32	金融、保険、不動産、賃貸	
	33	情報技術	
	35	その他専門的サービス	
	36	公共行政	
	37	教育	
核	11	核燃料	11
医療	38	医療及び社会事業	38

各 AB は、国内規制、地域の市場の状況及び有効な活用に従い、各専門分野のクラスター内の別の重要コードを指定することを決定することができる。

その変更に関して、技術的に正当な理由が記録されなければならない。

労働安全衛生マネジメントシステム (OH&SMS) 認証のための ISO/IEC 17021-1 適用に関する IAF 基準文書の終わり

追加情報:

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 - <http://www.iaf.nu>

事務局:

IAF Corporate Secretary,

Telephone: 1 +613 454-8159

Email: secretary@iaf.nu